

貸借対照表

平成22年3月31日現在

平成21年度

株式会社ダイヤ・ピーアール

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	円	(負債の部)	円
流動資産		流動負債	
現金預金	43,897,456	支払手形	106,094,903
売掛金	276,335,186	買掛金	242,872,009
商品	1,215,097	未払金	10,316,362
仕掛品	8,186,073	未払費用	4,956,960
貯蔵品	100,000	預り金	3,766,569
立替未収金	10,854,020	繰延税金負債	2,388,567
短期貸付金	390,000,000	合計	370,395,370
仮払金	584,766	固定負債	
合計	731,172,598	退職給付引当金	6,332,860
固定資産		役員退職慰労引当金	20,140,000
有形固定資産		合計	26,472,860
什器備品	3,009,072	負債合計	396,868,230
計	3,009,072	(純資産の部)	
無形固定資産		株主資本	
ソフトウェア	696,769	資本金	10,000,000
電話加入権	218,400	計	10,000,000
計	915,169	利益剰余金	
投資その他の資産		利益準備金	2,500,000
差入有価証券	1,250,000	その他利益剰余金	
繰延税金資産	9,616,816	別途積立金	320,000,000
計	10,866,816	繰越利益剰余金	16,595,425
合計	14,791,057	小計	336,595,425
		計	339,095,425
		合計	349,095,425
		純資産合計	349,095,425
資産合計	745,963,655	負債及び純資産合計	745,963,655

●当年度純利益は15,518,005円である。

●重要な会計方針

1.資産の評価基準及び評価方法

(1)棚卸資産

- 商品 …………… 原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
(個別法)
仕掛品 …………… 原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
(売価還元法)

2.固定資産の減価償却の方法

- (1)有形固定資産(リース資産を除く) …… 定率法
(2)無形固定資産(リース資産を除く) …… 定額法
なお、ソフトウェア(自社利用)については社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。
(3)リース資産(所有移転外ファイナンス・リース取引) …… リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

3.引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(2)受注工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、未引渡工事のうち当年度末で損失が確実視され、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、翌年度以降に発生が見込まれる損失を引当金計上している。

なお、受注工事損失引当金計上対象案件のうち、当年度末における仕掛品残高が当年度末における未引渡工事の契約残高を既に上回っている工事については、その上回った金額は仕掛品の評価損として計上しており、受注工事損失引当金には含めていない。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

(4)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づき当年度末要支給額の100%を計上している。

4.収益及び費用の計上基準

(1)工事契約の収益の認識基準等

当年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については客先検収基準を適用している。

なお、工事進行基準を適用する工事の当年度末における進捗度の見積りは、原価比例法を適用している。

(会計方針の変更)

工事契約に係る収益の計上基準については、従来、客先検収基準を適用していたが、当年度から「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日企業会計基準委員会)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日企業会計基準委員会)が適用されたことに伴い、当年度からこれらの会計基準等を適用している。工事着手日が当年度開始後である工事契約について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗度の見積りは原価比例法)を、その他の工事については客先検収基準を適用している。

これによる損益へ与える影響はない。

5.その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。